

3 参考資料(3) 兵庫県環境審議会における検討経緯

環境審議会大気環境部会（平成14年12月19日及び12月26日）

第1回 日時：平成14年12月19日（木）15：00～16：00

場所：兵庫県民会館7階鶴の間

出席者

委員：山口部会長、天野会長、掛水委員、清水委員、下房委員、幡井委員、山村委員、佐野委員（代理：小口）、松浦委員（代理：辻）

県：野村環境局長、長谷川大気課長ほか

（1）事業者への計画策定等義務付けに係る条例化についての主な意見

- ・地球温暖化対策は今まで国全体の話として検討されてきた。国は、産業界には、2004年までは日本経団連環境自主行動計画に則って対策をとらせる、としているのに、県のこの動きには戸惑う。国、県、市とそれぞれが関連性無く指導されては戸惑うだけなので、本当にこの条例が必要なのか。
- ・今までしてきたことを届け出してもらおうというより、新しく何かをしてもらう条例に見えるが、実際は、国全体で把握している排出量を県の区域に区切る等新しい作業が必要になるのではないか。
- ・県としては、情報を把握したいという気持ち強いのか、個々に公表してもらってより削減対策を強化してもらいたいという気持ち強いのか。条例作るのはいいが、その後どうしたいのか。
- ・事業者に対する計画策定等の義務づけは必要と考える。
- ・工場への排水規制のため、現在、水質汚濁の原因のほとんどは家庭から出る汚水になったと聞いたことがある。これと同じように温暖化も工場を規制していく必要がある。
- ・国でも同じことが課題になっている。2004年に2002年の結果しか出ないのでは、施策の検討が間に合わないと言っている。国に報告される日本経団連の情報は、県には行かないので、県で独自に情報を得る必要はあるだろう。

（2）計画等の公表について

- ・条例の制定が、県として情報を把握することが主旨なら公表義務は必要ないのでは。会社は、全社を単位として目標を立てているのに、県内で対策がとれないところが県内だけの目標を公表した場合、それを見た人が誤解する可能性がある。公表は県がまとめて行えばいいのではないか。
- ・公表は、県がまとめて公表するというだけでもいいのでは。公表するといろいろな誤解を生むこともあるので、公表については慎重に議論する必要がある。
- ・公表については、悪質なものは公表し、それ以外は県でまとめて公表するのがいいのではないか。
- ・知事への報告まではいいが、公表については、さらに検討課題ということで。

第2回 日時：平成14年12月26日（木）14：00～15：00

場所：神戸市教育会館404会議室

出席者

委員：山口部会長、天野会長、掛水委員、清水委員、下房委員、西村委員、橋本委員、幡井委員、平松委員、森委員、佐野委員（代理：小口）、松浦委員（代理：辻）

県：野村環境局長、長谷川大気課長ほか

事業者への計画策定等義務付けに係る条例化についての主な意見

- ・条例の対象となる事業者の中には、すでに自主的な取組をかなり行っているところもあるので、その意見をよく聴いて、計画策定のための指針を策定するよう希望する。